

平成19年3月2日

各 位

高松信用金庫

理事長 伊賀 三千廣

### 業務改善命令に対する業務改善計画の提出について

当金庫は、平成19年2月2日付業務改善命令に基づき、本日、四国財務局長に内部管理態勢の充実・強化に向けた「業務改善計画」を提出しましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、日頃から当金庫を信頼し、お取引いただいておりますお客さま並びに会員の皆さま、地域の皆さま、そして関係者の皆さまに、多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことをあらためて心よりお詫び申し上げます。

当金庫は、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、「業務改善計画」の確実な履行により内部管理態勢の充実・強化とともに信頼回復に向けて、全力で取り組んでまいります。

なお、「業務改善計画」の要旨は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化

経営陣は、法令等遵守が経営の最重要課題のひとつであることを認識し、金庫のあらゆる職階の職員に対し、法令等遵守の重要性を周知・徹底します。

また、内部監査部門の機能を強化するほか、人事考課の見直しなど、法令等遵守に係る各種施策を着実に実施します。

#### 2. 理事会及び監事会等の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立

経営陣は、理事会等において「業務改善計画」や法令等遵守に係る諸施策などの評価・検証について、積極的な議論を行い、その機能を強化します。

監事は、法令等遵守に係る経営陣の職務執行状況を監事会等において評価・検証し、監事会機能を強化します。

本部においては、不祥事件防止のための研修、職員の適切な人事管理、コンプライアンス面を考慮した人事考課等を実施し、全金庫的な法令等遵守態勢を確立します。

#### 3. 営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化

不祥事件の発生原因となった事務手続きや、事務管理面の不備についての分析結果を踏まえ、自店検査の項目や実施方法を見直し、実効性のあるものとししました。

また、職場離脱中の点検や、営業店長による渉外係の営業活動管理および人事管理を強化し相互牽制機能の充実・強化を図ります。

4. 内部監査部門の充実・強化による実効性の確保

内部監査部門は不祥事件を踏まえ、各種監査手法の見直しを行い、法令等遵守態勢の整備状況や内部統制機能の有効性について監査を強化するとともに、内部研修等についても積極的に関与して、金庫職員の法令等遵守意識の向上に努めます。

また、内部監査部門の陣容と専門性を強化して、法令等遵守態勢の監査に係る実効性の確保を図ります。

(本件に関する問い合わせ先) お客さま相談室 若狭 宮地 吉本

(フリーダイヤル 0120-812-616)